危機管理マニュアル

２０２５年2月８日

国際ロータリー第２６６０地区　危機管理委員会

発刊に寄せて

国際ロータリーは約８年前（２０１６年度～１７年度）からロータリーの危機管理について、多くの規定を変更・発表するようになり、当初は青少年交換プログラムに限定していましたが、２０１６年にすべての青少年奉仕プログラムへ、そして２０２１年度に成人を含め全ての人に対象を拡大しています。
このような変化に適応すべく今回地区の危機管理マニュアルを全面的に見直し、今回の発刊となりました。
これを出発点として、時代の変化に併せて必要に応じて改定をして参りたいと考えます。
危機管理は決してクラブ・地区の運営や奉仕活動にブレーキをかけるものではありませんが、避けて通れるものでもありません。
是非、日ごろから問題意識を持って諸活動に臨んで頂くことを願っています。

２０２４－２５年度　地区危機管理委員長　延原　健二
２０１８－２４年度　地区危機管理委員長　片山　　勉

目　次

【危機管理マニュアル】
第２６６０地区　地区危機管理委員会規定　３－６
第２６６０地区　地区災害対策積立金規定　７
第２６６０地区　地区危機管理積立金規定　８
第２６６０地区　青少年奉仕プログラムにおける地区行事・セミナーでのハラスメント防止のための方針　９
ゼロトレランス（ゼロ容認方針）及び72時間ルール　１０
第２６６０地区　青少年奉仕プログラムに対する特別規定　１１
第２６６０地区　危機事案発生時の対応　１２
相談窓口
２０２４－２５年度 RID２６６０　緊急連絡携帯カード　１３
２０２４－２５年度 RID２６６０　青少年のためのハラスメント窓口　１４、１５
危機管理上で特に重要なＲＩ規定　１６―２６

第２６６０地区 危機管理委員会規定

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには常に高い道徳性と法的責任を超えた社会的責任が求められる。
危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第２６６０地区はロータリーの活動に関連して起こりえる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

第１条　（ロータリーにとっての危機管理上の危機）

国際ロータリー第２６６０地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアン及びローターアクトクラブ、ローターアクターにとって「好ましくない事態の全て」を危機管理上の危機とすべきであるなか、主として下記５項目を重点的な危機とする。

１）自然災害　（地震、津波、台風、大雨、洪水など）
２）パンデミック　（ウイルス性感染症の世界的大流行）
３）ハラスメント　（人権擁護）
４）個人情報保護
５）特殊詐欺・サイバー攻撃

- ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内あるいはロータリアン、ローターアクターの相互間の人的、内的諸問題はクラブ主体で解決する。
- 国際ロータリーは危機について、上記１）～５）以外に、戦争・テロ・自殺・経済的破綻他を例示している。
- 自然災害、パンデミック、個人情報保護、特殊詐欺などは、我が国の法律や施策、地方自治体などの情報に基づいて対応する。
- ２０２３－２４年度国際ロータリー会長（ゴードン・マキナリー氏）が掲げた年次目標にメンタルヘルスについてもクラブ・地区の判断（上記と同じ）による。
- 当地区が２０１７－１８年度に完成した「危機ドラッグ撲滅ＤＶＤ」は大阪府健康医療部薬務課 麻薬・毒劇物グループに寄贈し、大阪府内の大学に配布された。他に都道府県の関係部局にも寄贈され、在庫品は地区ガバナー事務所に保管している。今後も寄贈を希望する連絡があった場合は、ＤＶＤには個人情報が含まれており地区危機管理委員会で配布について決定する。

第２条　（危機管理委員会の任務）

危機管理員会は、前条に規定された危機について、ガバナーの統括下、その防止、解決のため必要な提言や適切な指導・助言・支援を行うと共に、第５条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

・報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。

・危機管理委員会は報告のあった事案について必要に応じて調査する。

特にハラスメント及び個人情報に関わる事案の調査は、関係者全て（クラブや地区の事務職員を含む）の人権と個人情報保護に留意し、ガバナーに報告する。

・地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は知り得た情報を外部および他のロータリアン、ローターアクター等に提供してはならない。

・米山記念奨学生に関するハラスメント事案については、地区米山委員会と共働で対応し、最終的な判断はガバナーと米山記念奨学会が協議のうえ決定する。

第３条　（危機管理委員会の構成）

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びそれら以外の第三者により構成される組織とし、オブザーバーとして、ガバナー・ガバナーエレクト・代表幹事・次年度代表幹事に出席を依頼する。危機管理委員長が必要と認めた場合は、ローターアクターにも委員として出席を認める。

１．委員の任期は３年とし再任を妨げない。

２．危機管理委員長はガバナーエレクトが次年度の危機管理委員長を選任するが再任を妨げない。危機管理委員長にはガバナー経験者の任命が望ましい。

３．委員の中から副委員長１名を危機管理委員長が任命する。

４．委員には地区青少年交換委員長、地区米山奨学会関係者の他、外部有識者２名以上（その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通した者）を含める。委員には女性ロータリアン１名以上を含むものとする。

５．委員の総数は１２名までとする。

６．委員長は委員会を招集し業務を統括する。

７．委員長に事故あるときは、副委員長がこれに当たる。

第４条（青少年保護役員の任命）

国際ロータリーは地区内に危機管理に精通した第三者でも良いが青少年保護役員を任命すべきであると推奨している。ガバナーエレクトは、青少年プログラムを含めて地区の危機管理を円滑に推進する観点から、ロータリー章典 2.120.2 第 4 項に定める青少年保護役員として、地区危機管理委員長を任命（兼任）することが望ましい。

・任命された青少年保護役員は任期が始まる直前（６月）又は任期が始まると直ちにＲＩに届け出をする。

第５条（危機事案の報告と対応）

第１条の危機に相当する事案が発生した場合、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアン及びローターアクトクラブ、ローターアクターは速やかに危機管理委員会に報告し、必要に応じて助言と指導を受けることを奨励する。

・地区委員会及び地区事業の活動の中で発生した事案は地区内で解決する。
（但し当該者を地区に派遣しているクラブ会長に報告する。）

・ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内で発生した事案はクラブ主体で解決する。
（地区危機管理委員会は必要に応じて助言を行う。）

・クラブ内、地区委員会内で解決できない事案は地区危機管理委員会が対応する。

第６条（危機管理委員会の開催）

危機管理委員会は数か月に１度の定期開催に加えて、危機事案の報告を受けたとき、または危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに地区ガバナーに報告し危機管理委員会を開催する。

第７条（危機管理委員会の決議）

危機管理委員会の決議は委員の２分の１以上が出席し（委任状による出席含む）その過半数を持って行う。同数の際は、委員長が決める。

第８条（緊急時における危機管理委員会の開催）

災害・事故等の緊急を要する危機に敏速な対応が必要な場合、危機管理委員長はガバナーと相談し前条にかかわらず、必要な措置を行うことが出来る。ただし、直近の危機管理委員会において報告し承認を受けなければならない。

第９条（守秘義務）

個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者（被害者・加害者）その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密をもらしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

第１０条（庶務）

危機管理委員会に関する庶務は地区ガバナー事務所が行う。

第１１条　（保険）

地区は国際ロータリーが要請するところを踏まえて、危機への対応のため必要な保険に加入する。

・日本３４地区の青少年プログラムの事務支援を行う一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構（略称 RIJYEM ライジェム）を保険契約者とするロータリアンとローターアクターのための人権擁護特約付損害賠責責任保険に加入する。(現在すべてのロータリアン、ローターアクトは一人当たり７０円の人頭分担金を負担している）

（注記）クラブ独自の例会運営や奉仕活動に関わる保険（旅行保険や損害賠償保険など）は各クラブが加入することをＲＩ規定で義務付けされている。

第１２条　（災害対策積立金、危機管積立金）

地区内の災害発生時や危機発生時の対応資金として、地区に災害対策積立金ならびに危機管理積立金を常設する。

（積立金の使用については、地区災害対策積立金ならびに地区危機管理積立金規定に準拠する）

第１３条

この規定の実施に必要な事項は別途定める。

第１４条　（既定の改廃）

この規定の改廃については、危機管理委員会の議を経て、ガバナーが承認する。

第２６６０地区 災害対策積立金規定

第１条 （目的）
この積立金は､国際ロータリー第2660地区内で災害や大規模な事故が発生した場合､地区､所属クラブの活動を自立支援するための支出に備えることを目的とする。

第２条 （名称）
この基金の名称は、国際ロータリー第2660地区災害対策積立金とする。

第３条 （積立金収入）
地区一般会計における各年度余剰金の一部
ガバナーと地区財務委員長は積立金額及び積立時期を協議の上、クラブ会長に説明し決定する

第４条 （積立限度額）
積み立て限度額は、２千万円を限度とする。

第５条 （目的支出）
第 1 条の目的の合致した支出は、ガバナー及び災害対策の担当委員会が内容、金額を検討し、会長会で承認を受けた後に行い、クラブ代表者会議または地区大会にて報告する。
２．但し、緊急を要する場合にはガバナー及び災害対策の担当委員会が協議の上、ガバナー決済にて、１案件あたり３百万円を上限として、支出を行うことが出来る。その際は事前に各クラブ会長にメールまたはFAXにて連絡を行うこととし、その後、会長会で承認を受け、クラブ代表者会議または地区大会にて報告する。

第６条 （規定の改廃）
この規定の改廃は会長会において決議して決定する。

第７条 （付則）
この規定は、２０２０年７月 1 日から施行する。この総則の実施に必要な事項は別途定める。

第２６６０地区 危機管理積立金規定

第１条（目的）
第２６６０地区で、ロータリー活動に関連して、地区、所属クラブが訴訟の対象とされる場合、地区並びにクラブ本来の活動を維持するために、そのリスク及び訴訟に関する支出に備える。

第２条（名称）
この積立金の名称は、国際ロータリー第２６６０地区危機管理積立金とする。

第３条（積立金収入）
地区一般会計における各年度余剰金の一部
ガバナーと地区財務委員長は積立金額及び積立時期を協議の上、クラブ会長に説明し決定する

第４条（積立限度額）
積立限度額は２千万円を限度とする。

第５条（目的支出）
第１条の目的に合致した支出は、ガバナー及び危機管理委員会が内容、金額を検討し、クラブ会長に地区大会にて報告する。

第６条（規定の改廃）
この規定の改廃は会長会において決議し決定する。

第７条（付則）
この規定は２０１８年７月１日から施行する。この総則の実施に必要な事項は別途定める。

第２６６０地区 青少年奉仕プログラムにおける

地区行事・セミナーでのハラスメント防止のための方針

・未成年者が参加する宿泊を伴う青少年プログラムにおいては、同行ロータリアン、ローターアクターの飲酒を原則禁止する。飲酒したロータリアン、ローターアクターは、青少年との接触を禁止する。（地区行事以外に青少年を同行して参加する場合は、飲酒に伴うハラスメント等の被害防止に十分に配慮する。）
・ロータリー主催のプログラムであることを自覚し、地区委員・参加ロータリアン、ローターアクターが積極的に事業へ関わる必要性を強く認識する。
・地区へ出向する人の選定、選出に関し、クラブへ上記の必要性を理解し協力できる人の推薦を依頼する。
・研修旅行などにおける同行ロータリアン、ローターアクターの義務や注意すべきことなどを、毎年、確認するとともに、危機が生じた際の対応を見直し、周知徹底する。

〔青少年奉仕事業〕青少年と接する際の行動規範に関する声明（青少年保護の手引き）
国際ロータリーはロータリーの活動に参加するまですべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう務める。
ロータリアン、その配偶者およびパートナー、その他のボランティアは接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るために最善を尽くす責任がある。

ゼロトレランス（ゼロ容認方針）及び72時間ルール

・国際ロータリーは、青少年に対するハラスメントや虐待は絶対に容認せず（ロータリー章典2.120.2)、すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、いかなる形のハラスメントのない環境を維持することに力を注ぐべきであるとの方針を明らかにしています（ロータリー章典26.120)。

・７２時間ルールとは青少年に対する虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど、報告を受けてから（報告が上がった場合）その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず７２時間以内に報告するというものです。(ロータリー章典2.120.2)

・青少年交換プログラムにおいては、ＲＩに報告すべき重大事故や重篤な疾病、死亡、早期帰国、犯罪などが発生した時にも７２時間以内にＲＩに報告する必要があります。RI 理事会は、個人、クラブ、地区が、適時の報告を故意に行わなかったことを知った場合、クラブを終結させる場合があります（ロータリー章典41.050.7)。

（注)「国際ロータリーは、「青少年の保護」におけるいわゆる72時間ルール（ロータリー章典2.120.2の第5項）の対象となる「青少年」が未成年者に限られるのか、青少年プログラムへの参加者であれば成年（日本では18歳）に達した青少年を含むのかについて、明確な規定を置いていません。青少年（youth）と未成年者（minors）を使い分けている箇所もあり（2.120.3など)、他方で、未成年者が参加するRYLAについては青少年保護方針に関する研修を受けるべきであるとする規定（41.060.3）もあります。

当地区においては、青少年プログラムへの参加青少年に対しては、成年に達しているか否かにかかわりなく安全な環境を構築し、虐待やハラスメントの申し立てがあった場合には適切な手続の下に青少年の安全を図るという観点から、72時間ルールの対象は青少年奉仕プログラム参加者すべてと取り扱って、RIへの報告など「青少年の保護」に努めることを推奨します。

・ＲＩへ報告してその後、外部委員も含めた危機管理委員会で、真偽の調査や司法当局へ通知が必要かどうかを判断する。

・虚偽の報告とか、勘違いによる報告とか重大なトラブルではなく当地区内で十分解決できる事案であったなどの可能性もあるが、その後の手はずと調査の結果、および結果としてとられた措置について、再度ＲＩに事後報告する。(報告は３０日以内を目安とする。)

第２６６０地区危機管理委員会　青少年奉仕プログラムに対する特別規定

第２６６０地区危機管理委員会規定第１３条に基づき、次のとおり青少年奉仕プログラムに関する特別規定を定める。

第１条（地区の責務）

地区は、地区が実施する青少年奉仕プログラムに参加する全ての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、自然災害等からの保護と、身体的・性的・精神的虐待あるいはハラスメントを防止するとともに、事態発生の場合は適切な対応のために必要な業務を行う。

第２条（青少年奉仕プログラムに関係する地区担当委員長の責務）

青少年奉仕プログラムに関係する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携を図りプログラムに参加するロータリアン、ローターアクター及びそれら以外の者に対し、危機を防止するための適切な指導・啓発を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

第３条（青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務）

第２６６０地区危機管理委員会規定第２条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

１．　交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に、クラブや地区委員会が行う事実関係の調査と当事者たる青少年の安全と健康の保護ならびに事態への適切な対処のための方策に対し、必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。

２．　青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。

３．　青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めたときは、原則として報告を受けたときから７２時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。

４．　その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

第４条（青少年の保護）

前条の調査および対応においては，当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし，被申立人の権利にも留意する。

第５条　（既定の改廃）

この規定の改廃については、危機管理委員会の議を経て、ガバナーが承認する。

第２６６０地区　危機事案発生時の対応

国際ロータリーのゼロトレランス（ゼロ容認方針）：
青少年に対するセクハラや虐待は絶対に容認せず、すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、いかなる形のハラスメントのない環境を維持することに力を注ぐべきであるとの方針

ロータリークラブ、ローターアクトクラブ
地区委員会、地区事業活動中

①　危機事案発生

② 速やかに報告

③助言、指導

ガバナー、地区危機管理委員

・地区委員会及び地区事業の活動の中で発生した事案は地区内で解決する。
（但し当該者を地区に派遣しているクラブ会長に報告する）
・ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内で発生した事案はクラブ主体で解決する。
（地区危機管理委員会は必要に応じて助言を行う）
・安否確認が必要な場合は、クラブ、地区委員会が確認し、ガバナー及び地区危機管理委員会に報告する。

④ クラブ内、地区委員会内で解決できない場合は、
危機管理員会が対応

⑤　必要に応じて
ガバナーから報告

国際ロータリー
クラブ・地区支援室

・青少年に対する虐待やハラスメント（嫌がらせ）の全ての申し立ては、報告を受けてから（報告が上がった場合）その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず７２時間以内に報告する。
・青少年交換プログラムにおいては、ＲＩに報告すべき重大事故や重篤な疾病、死亡、早期帰国、犯罪などが発生した時にも７２時間以内にＲＩに報告する。

＊米山奨学生の危機事案発生時については、
ロータリー米山記念奨学会 奨学事業ハンドブック 2024-25 年度「ハラスメント事案が起きたら」を参照してください。

国際ロータリー第 2660 地区　緊急連絡携帯カード

青少年に係わるハラスメントが発生した場合は、直ちに危機管理委員会に報告をお願い致します。連絡先は下記の通りです。

委員長　　延原　健二　090-8536-4216
副委員長　間石　成人　090-4272-1636
(応答がない場合、上記電話番号にショートメール(SMS)にてご連絡ください)
ガバナー事務所　電話　06-6264-2660

尚、各クラブ会長・幹事の方々は、下記の名刺サイズの緊急連絡カードを切り取り、常時ご携帯ください。

緊急 24H 緊急時は昼夜に問わず 下記にご連絡ください **危機管理委員会　緊急連絡先** **延原健二（委 員 長）090-8536-4216** **間石成人（副委員長）090-4272-1636** (応答がない場合、上記電話番号にショートメール(SMS)にてご連絡ください) **ガバナー事務所　06-6264-2660** ※ガバナー事務所は平日 9:30～18:00	緊急 24H 緊急時は昼夜に問わず 下記にご連絡ください **危機管理委員会　緊急連絡先** **延原健二（委 員 長）090-8536-4216** **間石成人（副委員長）090-4272-1636** (応答がない場合、上記電話番号にショートメール(SMS)にてご連絡ください) **ガバナー事務所　06-6264-2660** ※ガバナー事務所は平日 9:30～18:00

第2660地区 青少年のためのハラスメント相談窓口

国際ロータリー第2660地区には「ハラスメント相談窓口」があります。第2660地区のプログラムに参加する青少年の皆さんが日本にいる間、安心して過ごせるように、何でも相談できる窓口です。もし、皆さんがロータリークラブやロータリークラブの行事に参加したときに、疑問や不安なことがあって、カウンセラーやロータリアン、ホストファミリーに相談しにくいことがあるときは、この相談窓口にメールを送ってください。英語でも日本語でも、大丈夫です。　相談員が皆さんのプライバシーを守って対応します。

【第2660地区 青少年のためのハラスメント相談窓口】

専用メールアドレス	anytime@ri2660.gr.jp
使用言語	英語または日本語
窓口担当者	ガバナー事務所　杉本 亜鶴巳
相談員	間石　成人（地区危機管理委員/高槻西ロータリークラブ）
	磯田　郁子（地区危機管理委員/大阪東淀ちゃやまちロータリークラブ）
	單　雅婷（米山学友･関西）

Rotary International District 2660

Harassment Consultation Contact for youth participants in Rotary programs

Rotary international District 2660 has a "Harassment Consultation Contact for young people participating in Rotary programs", which ease your anxieties during your stay in Japan. You can make contact with counselors anytime if you feel uncomfortable or feel like you've been harassed when you participate in Rotary club meetings and some other Rotary events. Please feel free to send an e-mail anytime when you are in trouble and find it difficult to speak to your host family and club counselor. It does not matter if it is English or Japanese. The counselors will protect your privacy and respond to you.

Best regards,

Hidenori Ohashi
District Governor 2024-2025
Kenji Nobuhara
Crisis Management Committee Chair / IPDG
District 2660, Rotary International

Rotary International District 2660

Harassment Consultation Contact for youth participants in Rotary programs

E-mail : anytime@ri2660.gr.jp
Language : English / Japanese
Contact Person : **Ms. Azumi Sugimoto** (Governor's Office Staff)
Counselor : **Mr. Narihito Maishi**
(Crisis Management Committee Member/ RC of Takatsuki West)
Ms. Ikuko Isoda
(Crisis Management Committee Member/ RC of Osaka Higashiyodo Chayamachi)
Ms. Shan Ya Ting（Yoneyama Alumni Association Kansai）

危機管理上で特に重要なRI規定

ロータリー章典2023年10月（2023 年5 月までの理事会決定を含む）より抜粋

2.120.青少年の保護

2.120.1.青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない（2019年10月理事会会合、決定58号)。

出典：2002年11月理事会会合、決定98号。2006年11月理事会会合、決定72号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

2.120.2.虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を守るため、すべてのクラブと地区は、事務総長が設定した虐待およびハラスメントの防止と報告の要件を確実に遵守しなければならない。

1.RIは、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。

2.事務総長による決定の通り、すべての地区ガバナーエレクトは、ガバナーとしての任期開始前に青少年保護に関する研修を完了しなければならない。

3.いかなる青少年プログラムに参加する地区も、地元の慣習に従って青少年保護の方針を立案し、実施してもよい。ロータリー青少年交換プログラムに参加する地区は、ロータリー章典第41.050.節「ロータリー青少年交換」に記されている青少年保護の方針を立案し、実施しなければならない。

4.青少年プログラムに参加している地区は、青少年保護役員を任命すべきである。青少年保護役員は、クラブおよび地区に虐待およびハラスメント防止に関する助言をし、青少年の安全に影響を及ぼすリスクや危機を管理できるよう地区を支援し、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。

5.虐待やハラスメント（嫌がらせ）のすべての申し立ては、この事態の報告を受けてから72時間以内にRIに報告するものとする。72時間以内のRIへの事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格が停止される場合がある。個人、クラブ、地区が、義務づけられた通りに報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および／または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける（ただしこれに限らない）などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

6.虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。法執行機関による事情聴取はすべて、ロータリーと提携関係のない司法当局によって実施されなければならない。

7.捜査のため警察への報告に加え、虐待あるいはハラスメントの申し立てについて、クラブと地区は、今後同様の状況を予防する方法の決定も含め、第三者による徹底した調査を行われなければならない。

8.性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリーに関与するいかなる人も、問題が

解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。
9.青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたはロータリアン以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。クラブは、性的虐待またはハラスメントを行ったと知られている人物に対し、会員身分を認めることはできない（クラブが、事実を知りながらそのような人物の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由 に、クラブを終結する）。
10.性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その人物は、ロータリーの枠組みでの青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、いかなる人物も元の活動に復帰できるという保証はない。
11.地区は、青少年との接触を禁止されているすべての人物を追跡し、毎年そのような禁止措置が地区全体で一貫して実施されていることを確認しなければならない。
12.青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インターアクト委員長、インターアクトクラブのアドバイザー（顧問）、地区 RYLA 委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない（2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号）。
出典：2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2016 年 9 月理事会会合、決定 57 号。2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号、2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号により改正

2.120.3.青少年の旅行および宿泊

ロータリークラブと地区は青少年を育成する活動を実施するよう奨励されていることを踏まえ、クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものについては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを遵守しなければならない。受入地区によって、または受入地区に代わって運営される旅行およびツアーを除き、青少年交換の旅行は、ロータリー章典第 41.050.節 「青少年交換」に概説されている方針に準拠する。
ガバナーは、地区内のすべてのプログラムおよび活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものの監督と管理に対し責任を持つ。
クラブと地区は以下を行う。
1. 地元地域の外に旅行する、または宿泊を含む旅行をする青少年参加者全員の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。
2. 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に提供するものとする。

3. 自宅から150マイル（241キロ）以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。その補償内容には、医療（母国を離れる旅行の場合)、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする（2019年10月理事会会合、決定58号)。

出典：2009年1月理事会会合、決定155号、2010年6月理事会会合、決定210号。2013年6月理事会会合、決定196号、2016年9月理事会会合、決定57号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

8.030.2.ロータリアンの行動規範

全会員（ロータリアンおよびローターアクター）には以下のことが求められる：

1）個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。

2）他者に公平に接し、敬意をもって接すること。これには、他者を尊重する言葉を使 う、サポートを示す、温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する、多様性を重んじるという「ロータリーの多様性・公平さ・インクルージョン（DEI）の行動規範」を遵守することが含まれる。

3）ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。

4）ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。

5）ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う（2023年4月理事会会合、決定114号)。

出典：規定審議会89-148。2011年5月理事会会合、決定204号、2011年9月理事会会合、決定87号、2013年10月理事会会合、決定31号、2014年1月理事会会合、決定88号、2014年10月理事会会合、決定60号、2019年1月理事会会合、決定119号、2023年4理事会会合、決定114号により改正

26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境

ロータリーは、ハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、以下の特性に基づいて、言葉であれ身体的であれ、脅迫、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す：年齢、民族、人種、肌の色、障がい、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認。

すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、ハラスメントのない環境を期待すべきであり、安全、礼儀、品格、およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するよう援助するものとする。青少年と接する成人は、ロータリー章典第 2.120 節に概説されている方針の対象となる。

ガバナー、ガバナー補佐、委員会委員長を含む地区リーダーは、ハラスメントのない環境を作るためにクラブと協力するよう奨励されている。地区リーダーはまた、行動規範を定め、クラブ内、会員同士、およびロータリーのほかの参加者に対するハラスメントの対処と予防の方針を確立するためにクラブと協力すべきである。

犯罪行為の申し立てはすべて地元の管轄の警察署に伝えるべきである。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会によって審査し、妥当な期間（通常は 1 カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会メンバーである場合、自ら審議から外れることが期待される。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てがロータリークラブまたはローターアクトクラブによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて地区ガバナーに伝えることができる。

地区では、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナーまたはこの件のためにガバナーから任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は 1 カ月）内に回答するものとする。地区ガバナーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前ガバナー（または直近のパストガバナー）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。地区ガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニーによるハラスメントの申し立ては、すべて 2 週間以内に事務総長に通知するものとす る。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てが地区によって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて、当該地区を含むゾーンの RI 理事に伝えることができる。

ゾーンでは、ロータリーの会合、行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、RI 理事またはこの件のために RI 理事から任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は 1 カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者が RI 理事である場合は、RI 会長が任命する別の現または元 RI 理事が申し立てを審査して回答するものとする。

RI 理事、理事エレクト、および理事ノミニーによるハラスメントの申し立ては、すべて 2 週間以内に RI 会長に通知するものとする。ハラスメントの申し立てがゾーンによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて RI 会長に伝えることができる。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントのあらゆる申し立ての被疑者となったロータリーに関与するいか

なる人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。

性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られている、あるいは判明している（ロータリアン以外の）ボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントあるいは深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られている、または判明しているいかなる個人についても、ロータリークラブまたはローターアクトクラブは、その会員身分を終結しなければならない。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントあるいは深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られている、または判明しているいかなる人物に対しても、ロータリークラブまたはローターアクトクラブは、会員身分を認めることはできない。クラブが、事実を知りながらそのような人物の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は機能していないことを理由に、クラブを終結する。

ロータリークラブおよびローターアクトクラブ、地区、およびゾーンのリーダーは、性的虐待、セクシャルハラスメント、深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントならびにその結果生じた会員身分の終結について事務総長に迅速に報告しなければならない。ハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、クラブ終結またはその他の制裁を含むしかるべき措置のために RI 理事会に報告される。

ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、ロータリー親睦活動グループに関して、学友会、ロータリー行動グループおよびロータリー親睦活動グループのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。学友会、行動グループ、または親睦活動グループの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、学友会、行動グループ、または親睦活動グループによって、あるいは学友会、行動グループ、または親睦活動グループの委員長により任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は 1 カ月）内に回答するものとする。学友会、行動グループ、または親睦活動グループの委員長またはその他のリーダーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前委員長（または直近の委員長）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。違反の申し立ての対象者が学友会、行動グループまたは親睦活動グループの理事会のメンバーである場合は、自ら審議から外れることが期待される。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てが学友会、行動グループ、または親睦活動グループによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて RI 会長に伝えることができる。

ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、およびロータリー親睦活動グループは、ハラスメントの申し立てを申し立ての対象者のクラブ会長および地区ガバナーに報告しなければならない。ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、およびロータリー親睦活動グループがハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、RI 会長は適切な措置を求めて RI 理事会に通知するものとする。そのような措置には、グループの終結またはその他の適切な制裁が含まれる可能性がある（2023 年 4 月理事会会合、決定 114 号）。

出典：2019 年 11 月理事会会合、決定 119 号。2019 年 10 月理事会会合、決定 48 号、2020 年 4 月理事会会合、決定 132 号、2021 年 6 月理事会会合、決定 177 号により改正

26.120.1.成人のハラスメント方針に関する研修

現職と次期クラブ会長、ガバナー、地域リーダー、理事は、RI の成人ハラスメント方針と手続について年次研修を受けるものとする。この研修は会長エレクト研修セミナー（PETS）や国際協議会など（ただしこれらに限定されない）行事において実施する（2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号）。

出典：2019 年 10 月理事会会合、決定 34 号。2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号により改正

26.140.行動規範

ロータリーの中核的価値観：親睦、高潔性、多様性、奉仕、リーダーシップ

この行動規範は、ロータリーの中核的価値観を反映したものであり、ロータリアンおよびローターアクター（世界ほぼすべての国におり、100 以上の異なる言語を話す会員）であることに伴う責任を説明したものである。ロータリー会員はこの規範を守り、組織の成長とともにこの規範を発展させていくことに真摯に取り組んでいる。

中核的価値観と同じく、ロータリアンとローターアクターが、互いに、そしてロータリープログラム参加者、学友、プロジェクトのパートナー、地域社会の人びとと接する際に、この行動規範を身をもって示すことが求められる。この行動規範は特に、すべてのクラブ、地区、ゾーン、国際ロータリーの会合、研修、行事をはじめ、会員がロータリーを代表するあらゆる場において、および My ROTARY とソーシャルメディアにおいて適用される。

期待事項

すべてのクラブ会員、およびロータリープログラムの参加者、学友、プロジェクトのパートナー、ロータリー代表者を含む参加者は、この行動規範を遵守し、他者に配慮し、誰もが尊重され大切にされる協力的かつ前向きで健全な環境に寄与することが求められる。

他者を尊重する言葉を使う

· 初対面の人には自己紹介をし、希望する人称代名詞（he/him/his, she/her/hers, they/them/theirs）など、自分を指す際にどのような言葉が使われることを望むかを説明する。人の呼び方は、言いやすいニックネームではなく、本人が希望する名前で呼ぶ。

· 大勢のグループの前で話す際には、ジェンダーの前提を避けるために、中性的な言葉を使う。

· 相手への理解を深めるために、アクティブリスニング（積極的傾聴）を実践する。

· 言葉の使い方を意識し、地域にあわせて順応させる。ある言葉遣いが、文化によって容認される場合もあれば、容認されない場合もある。

· 文化によって翻訳不可能な俗語・隠語や慣用句の使用を避けたり、その意味を丁寧に説明したりすることで、ロータリーの多様な文化と言語を共有する。

· わかりやすく話し、すべての人が理解できない可能性のある略語や専門用語は避ける。

· 相手の文化的背景、信仰、性的指向、ジェンダー、その他の特性に関心がある場合には、こうした情報を共有することに抵抗がないかどうかを尋ねる。そのトピックが会話の内容と関連がない場合、尋ねるのを控える。

· 世代間の対話を促す雰囲気を助長し、人を年齢で言い表すのを避ける。

サポートを示す
・ 他者の味方・擁護者となり、必要だと思われる場合には介入する心構えをもつ。
・ 不適切な行為を見たり聞いたりした場合、その影響を受けた人をサポートする形でその行為に対処する。
・ ロータリー会員としてこの行動規範を守り、これに沿った文化をクラブで築き、問題が起きた場合はこれに対処する。

温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する
・ バリアフリー対策ができている会場、同時通訳、字幕、および／または筆記、そのほかのリソースを必要に応じて提供することによって、直接対面式またはオンラインで実施するいかなる会合、行事、活動にも、すべての会員と参加者が全面的に参加できるようにする。
・ クラブまたはプログラムの慣習を見直し、特定のグループに対して侮辱的または排他的な活動は中止または変更する。
・ 温かく迎える環境をつくり、対話、プロジェクト、行事にすべての人を含める。
・ 可能な限り、アイコンタクト、表情、口調、個人空間、ジェスチャー、（体の）姿勢といった非言語的なコミュニケーションに注意を払い、それがいかに人と接する能力や共感する能力に影響するかを意識する。
・ さまざまな宗教における重要な日を認識し、それらの慣習に従っている人びとが参加できるように配慮した形で行事や活動の予定を組む。
・ 人の食事制限や健康上の制限について知っておく。
・ クラブと地区でリーダー的役割を担う機会をすべての人に開く。または、地域社会のパートナー団体と関わりあう。

多様性を重んじる
・ 障害者に対するクラブでの認識、理解、受容を高める。
・ 一つの文化や宗教と関連する奉仕プロジェクトや行事ばかりを実施するのではなく、多様な文化や宗教の行事を祝う。
・ 多様性と関連する重要な日を認識し、尊重する。
・ 特定の人びとを固定概念にあてはめたり、からかったりすることを避ける。
・ 異なるジェンダーを認識し、尊重する。

行動規範にかかわる懸念を報告する
この行動規範に反する行為があったと感じた場合、E メールで連絡すること
（DEI.Inquiries@rotary.org）。

成人ハラスメントの問題を報告する
ロータリー章典に従い、ロータリーは現在、会合、行事、活動においてロータリアンまたはローターアクターがかかわるハラスメントの問題を報告するための以下の方針を定めている。

<u>ロータリーは、いかなる形のハラスメントもない環境を維持することに力を注いでいる。</u>ハラスメントとは

大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性*（年齢、民族、人種、肌の色、障害、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。
成人がかかわるハラスメントのいかなる申し立てについても通知を受けた場合、またはハラスメントを受けたと感じた場合、以下のステップに従うこと。

1. 身の安全が脅かされていると感じる場合は、警察に相談する。
2. クラブ役員（クラブ会長または幹事）、地区リーダー（地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクト）、あるいはゾーンのリーダー（RI 理事）に通知する。
3. 問題について国際ロータリーのクラブ・地区支援室（cds@rotary.org ）に報告する。
4. 青少年がかかわるハラスメントまたは虐待の申し立てはすべて、72 時間以内に国際ロータリーに報告（youthprotection@rotary.org）しなければならない。

* ここに挙げられた特性は、ロータリー章典第 26.120. 節「会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境」からの引用である。ロータリー章典が改訂された場合、この行動規範も改訂される（2021 年 11 月理事会会合、決定 34 号）。
出典：2021 年 6 月理事会会合、決定 184 号

41.050.ロータリー青少年交換

ロータリー青少年交換は、1974年に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。

ロータリー青少年交換プログラムは、海外の人びとと交流し、外国での生活を通じて異文化を体験する機会を青少年に提供する。異文化出身の学生との交流を通じて、受入クラブ、ホストファミリー、そして地域社会が豊かになる。このプログラムは、青少年の国際理解と親善の精神を育み、平和の構築と維持に不可欠な異文化理解能力の養成に役立つものである。

こうした方針は、クラブと地区が青少年交換活動を責任をもって効果的に実施できるよう援助し、特に記載がない限り、長期および短期の交換に関係する。

クラブまたは地区は、これらの方針と相反しないこのほかの規定も採用できる。地区は、これらの方針に特記された一部の責務を、ある役職から別の役職へ割り当て変更することができる（2019年10月理事会会合、決定58号）。

41.050.5.青少年の国外旅行

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RIの青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画（地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含む）を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなる地区も、受入地区による受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国の地区に提供すべきではない。

ロータリークラブまたは地区から派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入地区が事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、地区は他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1979年5月理事会会合、決定355号。2009年1月理事会会合、決定152号、2009年6月理事会会合、決定242号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.6.

41.050.7.国際ロータリーへの報告

事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど（ただしこれに限るものではない）、すべての事態は、この事態の報告を受けてから72時間以内に、RIに報告するものとする。72時間以内のRIへの事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格の停止、または遵守不履行について事務総長により決定されたその他の措置が実施される場合がある。RI理事会は、個人、クラブ、地区が、適時の報告を故意に行わなかったことを知った場合、クラブを終結させる場合がある。

地区は、事務総長が定める認定要件に従って、学生のデータをRIに提出するものとする（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.050.8.

41.060.3.RYLA ファシリテーター

RYLA に関わるファシリテーターは、セクシャルハラスメントおよび虐待防止、多様性、公平さ、インクルージョンに関する研修を受けるものとする。未成年者が参加する RYLA については、ファシリテーターは、国際ロータリーの青少年保護方針とその地区の青少年保護方針に関する研修も受けるものとする（2021 年 1 月理事会会合、決定 84 号）。